

# 藤沢市障がい者福祉施設整備借入償還金補助金交付要綱

制定 平成26年 4月 1日

## (趣旨)

第1条 市長は、障がい福祉施策を展開するための基盤整備の推進を図るため、社会福祉法人が市内において障がい者福祉施設の整備を行う目的で借り入れた借入金の償還に対し、藤沢市社会福祉法人助成に関する条例（昭和44年藤沢市条例第33号）第2条、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

## (定義)

第2条 この要綱において「障がい者福祉施設」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が運営する次の施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障がい児入所施設及び児童発達支援センター
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障がい者支援施設
- (3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に基づく障がい福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設

2 この要綱において「整備」とは、障がい者福祉施設の設置及び当該施設の修繕をいう。

## (補助の対象)

第3条 補助の対象は、社会福祉法人が、障がい者福祉施設の整備に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構又は神奈川県社会福祉協議会から借り入れた借入金に対する償還金のうち、約定返済元金にかかる部分であって、神奈川県民間障害福祉施設整備借入償還金補助金交付要綱に基づき交付の決定がされているもの又は見込まれているものとする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により補助の対象となる償還金（以下「借入償還金」という。）の年度額に4分の1を乗じて得た額以下で、市長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、償還の期間、借入目的の内容等により、必要があると認めるときは、補助金の額を別に定めることができる。

3 前2項の規定により補助金の額を定める場合においては、その額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市障がい者福祉施設整備借入償還金補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約書の写し(初回申請時のみ。)
- (2) 補助金に係る障がい者福祉施設の整備に要した費用の領収書の写し(初回申請時のみ。)
- (3) 借入金償還計画書の写し(償還年月日が明示されているもの。)
- (4) 財産目録及び貸借対照表(直近のもの。)
- (5) 施設概要を記載した事業説明書
- (6) 神奈川県民間障害福祉施設整備借入償還金補助金に基づく決定通知書写し(直近のもの。)

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、その旨を藤沢市障がい者福祉施設整備借入償還金補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、償還が補助金交付決定の年度中に複数回ある場合において、必要があると認めるときは、補助金を償還ごとに分割して交付することができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金を分割して交付するときは、各回の交付金額に1,000円未満の端数を生じないように交付するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、決定された内容に基づき、市長が定める日までに、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により請求があった場合、償還の約定返済期日前日までに補助金を交付するものとする、ただし、申請書を提出した月に約定返済期日が属するときは、約定返済期日後に交付するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金交付年度の最終の借入償還後に、藤沢市障がい者福祉施設整備借入償還金補助金完了届兼実績報告書(第3号様式。以下「事業実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 借入償還金を返済したことを証する書類
- (2) 収支決算書(第4号様式)又はこれに代わる書類

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、この要綱の規定により補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を借入償還金の償還以外に使用したとき。
- (2) 申請書、事業実績報告書その他の提出書類の記載事項について、事実と相違したとき。
- (3) 補助金に係る障がい者福祉施設の転売、廃止等をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

(備付帳簿)

第11条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市障がい者福祉施設整備借入償還金補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 「藤沢市特別養護老人ホームの施設整備に係る借入償還金補助金交付要綱」により廃止された「藤沢市社会福祉施設整備に係る返済金助成要綱」に基づき平成25年度以前に補助金の交付を受けている「湘南希望の郷スプリンクラー整備(平成23年6月借入)」にかかる借入償還金については、平成26年度以降の補助金交付についても、第2条第2項の規定にかかわらず補助の対象とする。

(検討)

- 3 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。